

○議長 宮城清政君 再開します。ただいま大城 毅議員から、宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の調査に関する動議が提出されました。この動議は、1 人以上の賛成者がありますので成立いたします。宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金の返還の調査に関する動議を日程に追加し、追加日程としてただちに議題とすることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって動議については、追加日程としてただちに議題とすることに決定しました。休憩します。

休憩 (午前 10 時 48 分)

再開 (午前 10 時 48 分)

○議長 宮城清政君 再開します。ただいまの動議につきましては、追加日程第 1 として追加いたしますのでご理解ください。再開します。

追加日程第 1. 宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の調査に関する動議

○議長 宮城清政君 追加日程第 1. 宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補償金返還の調査に関する動議。動議提出者の大城 毅議員の説明を求めます。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 それでは、動議を提案いたします。読み上げて提案に代えます。平成 27 年 12 月 18 日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員大城 毅。賛成者 花城清文議員。宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の調査に関する動議であります。上記の動議を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出をいたします。

宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の調査に関する動議 地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、下記のとおり宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の事務に関する調査を行うものとします。記 1. 調査事項 宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還に関する事項。2. 特別委員会の設置 本調査は、地方自治法第 109 条及び南風原町議会委員会条例第 5 条の規定により議長を除く委員 15 人で構成する宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還に関する調査を、特別委員会を設置しこれに付託して行う。3. 調査権限 本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。4. 調査期限 上記特別委員会は、1 に掲げる調査を終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。5. 調査経費 本調査に関する経費は、本年度において 2 万円以内とする。理由 宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返

還について、調査を要するため宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還に関する調査特別委員会の設置を求めるためであります。皆様のご審議をよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これより動議に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。15 番 大城真孝議員。

○15 番 大城真孝君 ただいま動議が出されていますけれども、出した本人も総務民生常任委員会で予算の審議を行ったと思います。総務民生常任委員会では全会一致で可決されています。先ほどの予算でも多数で可決されています。何を意図して動議を出すのか。何を調査するのか理解し難い面があります。と言いますのは、そうであったら委員会で多数なり、減額補正なり、そうではなく委員会では全会一致、ここでも可決したのに対して何を調査する必要があるのかと疑問があります。これに対してどう思われますか。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 先ほどの委員長報告のなかで委員会での採決結果について全会一致とありました。私個人は委員会を退出して採決に加わりませんでした。そうしたなかでの全会一致となったものであります。私は委員会での質疑でも十分な資料の提出をいただけなかったという経過がありますので、委員会においても十分な調査ができなかったと、さらに一般質問のなかでも同僚議員のやり取り含めて十分な調査ができなかったという思いがあり、予算は可決されましたけれども、なおこれが執行されたうえであってもこの事務に対する調査は必要だと判断しております。それでこの動議を提案したものであります。

○議長 宮城清政君 15 番 大城真孝議員。

○15 番 大城真孝君 委員会で退席なされたとおっしゃいましたけれども、とても残念です。そのぐらい考えているのだったら、委員会で減額補正するなり討論をやって欲しかったと思います。退席したにしても、本来の議会の仕組みは全会一致を認めるための退席です。退席すれば全会一致になると認識していたと思います。それで予算が通ったにもかかわらず、動議を出すのが理解できない。私は反対ですね。以上、終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(なし)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから動議について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより宮平学校線街路事業移転補償積算過大による補助金返還の調査に関する動議についてを採決します。この動議に賛成の方は起立を求めます。

(起立少数)

○議長 宮城清政君 起立少数であります。したがって、大城 毅議員他 1 名から提出された宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の調査に関する動議は、否決されました。